

あなたの知らない世界～保護司とは？～

まず、初日の辞令伝達式でその事実を知り、大変驚いたことは……。

保護司って、「先生」と呼ばれているんです。

私は、そこにとってもとっても違和感を覚えました。

保護観察対象者の改善更生を助けるという使命のもと、「保護観察官」と「保護司」が役割分担して活動するわけですが、行政職員である保護観察官とは異なる立場として、「保護司」が存在しています。

それは何かというと、「地域のおじちゃん・おばちゃん（おにいちゃん・おねえちゃんもいますね）」という立場です。

そこには、肩書も何も必要なく、ただ「あなたを受け止め、理解し、社会復帰を応援したいという気持ちを持っている、普通のおじちゃん・おばちゃん」であることが、大事なんだと、私は理解しています。

それなのに、「先生」と、呼ばせるなんて……。

「先生」という言葉の持つ「魔力」が、お互いの人間関係にいかに多大な影響を及ぼすのか……。

私は長年議員という立場にいたのですが、実は議員も「先生」と呼ばれるんですよね。

でも、議員の職務は、どう考えても「先生」と呼ばれるものではなく、あくまでも、誰に対しても「対等」であるべきだと私は思っていたので、できるだけそう呼ばれるのはお断りしてきました。

そんなこんなもあったんだけど、もしかして、私が気づいていない「先生」と呼ばせる何か深い意味があるのかも思えないとも思ったので、2日目の先輩保護司を囲んでの座談会で、「先生と呼ぶ意味や意義があるのか？」という質問をしてみたのです。

そうしたら、特に意味はないし、強制もないとのこと。

聞いてよかった。

あくまでも保護司としての私は、「先生」ではありませし、決して「先生」になってはいけないという自戒も込めて、どうか「さんづけ」でお呼びいただければと思います

m()m